

長岡市高齢者のための生活支援サービス集に掲載するサービスに関する基準  
(趣旨)

第1条 長岡市高齢者のための生活支援サービス集(以下「サービス集」という)に掲載するサービス内容に関する基準を次のように定めるものとする。

(掲載順位)

第2条 サービス集のテーマ毎に、五十音順で掲載するものとする。

(掲載基準)

第3条 掲載するものは、次に各号に掲げる事項をいずれも満たすものとする。

- (1) 介護保険サービス以外のものであること。
- (2) 長岡市在住の高齢者の生活支援に資するサービス内容であること。
- (3) 企業、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体等の事業主体の問合せ先が明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が掲載を認めた場合は、掲載することができる。

(事業主の制限)

第4条 次の各号に掲げる事業主のサービスは掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む業種並びにこれらに類似する業種を営む者
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む者
- (3) パチンコ、競輪、競馬その他賭博に関する者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 債権取立て、示談の引受け等を業とする者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手段中の者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団構成員又はこれらに準ずる者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 行政機関からの行政指導を受けたにも関わらず、改善がなされていない者
- (11) 社会問題を起こしていると市長が認める者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載することが不適切と認める者

(掲載内容の制限)

第5条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これらに類するもの
- (4) 市がサービスの対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 特定の店頭、店舗での対応が必須であるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がサービス集に掲載する内容として不適切と定めるもの

(掲載の取消し)

第6条 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 事業主又は掲載内容が不適切と判断した場合

附 則

この基準は、令和6年7月10日から実施する。